

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市行政改革推進委員会		
開催日時	平成27年8月17日(月) 午後3時から午後5時まで		
開催場所	市役所6階 601会議室		
出席者	<p>(会長) 村松幸廣 (職務代理者) 鰐部兼道 (委員) 深谷良雄、木戸友二、近藤邦彦、岸正久、鈴木治里、三宅章介、植松良太、加藤敏之 ※敬称略</p> <p>(みよし市) 小野田市長、鈴木副市長、今瀬教育長、藤根政策推進部長、伊藤総務部長、片桐総務部参事、近藤(道)市民部長、近藤(政)協働部長、増岡健康福祉部長、宇佐美環境経済部長、小嶋(俊)都市建設部長、佐伯会計管理者、小嶋(宏)病院事務局長、塚本教育部長、吉澤教育部参事、加納議会事務局長、柴本監査委員事務局長</p> <p>(事務局) 柴田政策推進部次長、太田財政課長、原田副主幹、岡本主査、山岸主事</p>		
次回開催予定日	平成28年2月上旬		
問合せ先	政策推進部財政課 担当 山岸 電話番号 0561-32-8002 ファックス番号 0561-76-5021 メールアドレス zaisei@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	
審議経過	<p>○市長あいさつ 委員の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。日頃は、本市の行政運営に対し、それぞれのお立場で格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。第五次行政改革大綱は本年度(平成27年度)で取組期間を終了します。さらなる改革を進めるため、後ほど諮問をさせていただきます。平成28年度からを取組期間とする第六次行政改革大綱の策定に向けて、本日から審議を行っていただきたいと思います。委員の皆様には、今後とも、格別のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとします。</p> <p>○会長あいさつ 本日はこうした天気の中、お集まりいただきありがとうございました。さ</p>		

て、中国では最近いろいろな問題が起きています。中国バブルがどのように収束するか、これによって株価もその影響を受けて景色が変わるものと思われる。そういった世界経済の動向なども非常に気になるところであります。本委員会に話を移しますと、みよし市の行政改革を進めていかなければなりません。委員の皆様方には前回に引き続き忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○第六次行政改革大綱について、市長から会長に諮問

○議題

《受益者負担の見直し(案)について》

【村松会長】議題の一つ目受益者負担の見直し(案)について事務局から説明をお願いします。

【事務局】受益者負担の見直し(案)の使用料についてご説明させていただきます。

はじめに、「資料3の【参考資料】受益者負担の見直しの基本方針(要点抜粋)」をご覧くださいと思います。前回の委員会でご承認いただいた内容になりますが、料金の算定方法等を定めております、この基本方針について、確認の意味もこめて今一度要点をご説明させていただきます。

まず、黒丸の具体的な算定方法(1)使用料のところをご覧くださいますと、四角の枠で囲んである部分が算式になっておりまして、経常的な経費である①維持管理費と②間接的管理費の合計額を年間最大利用時間で除して施設の性質別受益者負担割合を掛けたものが、1時間当たりの使用料となります。この額に、それぞれの施設の利用区分に応じた時間数を掛けた額が、実際の改定料金となります。これが計算の基本となるわけですが、下のア、イについては経費を算出する際のルールになりまして、ウについては計算した結果、現行料金から10%未満の増減である場合は、料金を据え置くものであります。また、エについては端数処理のルールで10円未満は切り捨て、計算結果が100円未満の場合は100円とするものであります。

続きまして、2つ目の黒丸の激変緩和措置をご覧ください。計算料金が現行料金と比べて150%を超える場合でも、改定率は150%を上限とするものです。

最後の3つ目の黒丸ですけれども、その他考慮すべき事項として6つの項目がございます。(1)は、近隣自治体や民間の類似施設と著しい料金の差が生じる場合は、均衡を図って料金を設定するものであります。(2)から(5)までは、市外利用者や子どもが使用する場合、営利目的で使用する場合などの料金を、通常利用の料金と差を設ける場合のことを記載しております。また、(6)は、料金を減免する場合は、真に止むを得ない合理的な理由がある場合だけに限定するものであります。

続きまして、各料金の改定案の概略を順に説明してまいります。「資料1の受益者負担の見直し(案)一覧表【使用料】」をご覧ください。今回見直しの対象となった使用料を条例ごとに載せてあります。

先ほどご説明した基本方針に基づく計算により算出されたものが、表の中央あたりにあります計算料金となります。その右の欄にあるのが料金改定案ですが、基本的には計算した結果を反映して計算料金と同じ金額になりますが、計算料金と料金改定案が相違する場合は、右の欄に理由を記載しております。

それでは各料金を順にご説明いたします。

1の学校施設の使用料ですが、(1)、(2)の小中学校の運動場は、近隣市町との均衡を図るため、現行料金を据置くこととしております。(3)、(4)の小中学校の体育館は計算の結果どおりの改定案です。(5)中学校の武道場は、計算した結果引き下げになりましたが、近隣市町と同程度となるまでの引き下げにいたしました。2の三好文化広場の明越会館は、計算の結果どおりの改定案となっております。3の老人憩いの家は、計算した結果10%未満の改定率の増減になりましたので、据置きであります。4の緑と花のセンターは、研修室、バーベキュー施設、ふれあいA広場は、計算の結果どおりの改定案です。調理加工室は、市内同種施設である明越会館の料理研修室と比較しましたが、部屋面積が違うので同じ料金とはせず、均衡を図る中で据置きとしています。ふれあい農園は、近隣市町との均衡を図って据置きといたしました。5の勤労青少年ホームは条例廃止予定でありますので、今回は、改訂はせず廃止まで現行料金を適用としています。

2ページの6コミュニティ広場についてですけれども、(1)のテニスコートは、全天候型のテニスコートは計算した結果、経費はあまりかかっていないのですが、料金を引き下げて近隣市町と差を設けてしまうと、市外の利用者が増えて市民の利用が妨げられるおそれがありますので、近隣市町との均衡を図ります。また、同じ全天候のコートは市内同一料金とするため、1時間当たり200円の改定案となっております。(2)の多目的広場は、計算の結果どおりの改定案となっております。7の三好丘交流センターは、計算の結果どおりの改定案にいたしますが、今回の改定時に営利を目的に使用する場合は、増額の料金にする規定を設ける予定であります。8のカリヨンハウスのにぎわいプラザは、屋外にあるイベント広場については、屋内の他の貸し部屋と貸出条件が異なるため、算出された経費を2分の1にして料金を計算しております。また全ての部屋で改定案は計算結果と同じ額になっております。

3ページの9ふれあい交流館及び公民館は、条例廃止の予定のため、廃止するまでは現行料金を適用いたします。10社会体育施設(1)の旭グラウンドは、グラウンド・照明ともに計算の結果どおりの改定案としております。(2)のゲートボール・グラウンドゴルフ場は、計算結果が10円未満であるため切り捨てて0円となりました。(3)のきたよしグラウンドは同じ性質であり、他の公園内多目的広場と料金を統一いたしました。11都市公園条例(1)の屋外体育施設は、先ほども申し上げましたが、多目的広場、テニスコートは統一料金の改定案としております。それ以外の施設は、計算の結果どおりの改定案としております。

4ページの(2)総合体育館は、剣道場・柔道場は現行料金では照明料金が含まれていませんが、改定により含めることにいたしますので、照明料金を上乗せした改定案となっております。その他の施設は、計算の結果どおりの改定案となっております。(3)の附属施設使用料である冷暖房設備は、計算の結果どおり据え置きとなっております。

5ページの保田ヶ池センターですが、計算の結果どおり据え置きとなっております。最後に三好池カヌーセンターですが、午前の利用時間を3時間から4時間に見直す予定でありまして、午前と全日の区分はそれぞれ1時間ずつ利用時間が増えることとなります。また計算料金のカッコ内は1時間分加算した計算料金となっております。料金改定案は、午前と午後は計算の結果どおりですが、全日は午前もしくは午後の2倍の額としております。

【村松会長】ただいま説明をいただきましたけれども何かご意見、ご質問等ございますか。

【深谷委員】料金改定案の中に近隣市町との均衡を図るとして計算料金よりも料金が抑えられているものがありますが、この近隣市町というのは具体的にどの市町のことであるのか。また、その市町の料金の算定根拠について資料等はあるのか。

【事務局】近隣市町につきましては、各施設について日進市であったり東郷町であったり豊田市といった市町の中で施設の内容が比較的近いものを参考としています。また、近隣市町の算定根拠・方法についてですが、こちらは調査を実施して、概ねどの市町も本市同様に維持管理費から経費を算出し、受益者負担額を算定しています。ただし、受益者負担割合の設定が異なっていたり、建物の減価償却費を経費に含んでいる自治体などもあるため、完全に一致はしないものであります。

【深谷委員】近隣市町との均衡を図ることが重要であることはわかりますが、本市としては主体性を持って、料金を上げるときは上げるという方針もあっていいと考えています。そういった方針についてはどのようにお考えでしょうか。

【事務局】例えばテニスコートは、計算の結果100円となりましたが、他の市町を見ますと、250円前後に設定している市町村が多いです。そうしますと、市外の利用者がみよし市のテニスコートは安いからと多く予約をしてしまい、市内の利用者が利用できなくなってしまう可能性があります。そういったことを考慮する必要があると判断した施設については、近隣市町との均衡を図ることを優先しています。

【深谷委員】今話のあったテニスコートは、現状他市の人が多く利用しているのですか。

【事務局】テニスコートに限って言いますと、現状では他市町との料金差はあまりなく、他市町の利用者もいますが、市内の利用者を圧迫するほどではありません。

【三宅委員】他市町を見ると、ホールなどで予約が重なって抽選をしている施設もあります。市内の利用者を優先することも大事な一方で施設が空いてしまうと当然利用料が取れないのもったいないという考え方もあると思います。これについてはどのように考えていますか。

【事務局】本市でも、市外の人、市内の人合わせて抽選をする場合もありますし、空いている施設については市外の人に利用していただければいいと考えています。

【教育部長】三宅委員からご指摘をいただいたのはサンアートの小ホールのことであると思われます。こちらは、特に土日については利用者が多いという状況であり、3か月前に抽選を行っています。テニスコートについては、現在みよし公園のテニスコートが工事中でありまして工事が終わりますと、全天候型のコートが6面できる予定をしています。料金については他のコートと同額とする予定ですので、多くの市外の利用者が見込まれます。こちらについては市外と市内の利用者を分けて市内の利用者を優先する予定をしています。最後に、本市の弱い部分であります、ト

レーニング室が総合体育館内にあります。こちらは、老朽化が進んでおり、本市から多くの方が東郷町や日進市、豊田市の施設に行っています。しかし、本市としましても健康のまちを宣言していますので、今後改修をしながら行っていくのですが、改修中については料金を抑えるなどの対策を取る予定をしています。いずれにしても、市内の人に多く利用をいただき、空いている施設については、市外の人にも利用していただきたい、そういった形で管理運営をしています。

【鰐部委員】 今回の主要な要件ではありませんが、公園などに駐車場があります。公園の駐車場であれば公園の利用者は無料としていると思いますが、実際にとまっている車の多くは昼も夜も公園の利用者ではないように見受けられるので、管理をどのようにしていくつもりか。また、市役所の駐車場でも、昼間は満車に近い状態であると思います。他市町を見ると、入口及び出口にゲート式を採用している市町も多いと思います。そちらについてもどのようにお考えなのかを聞きたいです。

【環境経済部長】 例えば、保田ヶ池公園駐車場については、公園利用者のために設置しているわけですが、住宅街の近くにある関係もあり、公園利用者以外の方が利用している場合もあるようです。先ほどお話のあったゲート式というのも一つの方法であり、新庁舎建設の際にも検討したわけですが、費用対効果を考えますと結構な費用がかかるということで、そういったことも含めて検討課題であるのかなと思っています。公園についても同様であります。かなり厳しいのかなということは思っています。

【鰐部委員】 公園については厳しいということでしたが、市役所についてはどうでしょうか。

【総務部長】 庁舎の駐車場についてですが、来年オープンする図書館学習交流プラザと当面の間は駐車場を共有する予定をしています。夜については、施錠しているので問題はないのですが、ゲートを設置するとなりますと、設置及び維持に係るコストが高く、検討したのですが、費用対効果を優先する形で現在は設置をしていません。図書館学習交流プラザの件もありますので、将来的には必要なことではあると考えています。

【教育部長】 現在、図書館学習交流プラザを建設中であります。駐車台数についても過去に何度か調査をしています。調査の結果を踏まえると現在の駐車場の容量で開館を迎えられる予定をしていますのでよろしくお願ひします。

【鰐部委員】 利用料の改定ということで、見てみますと料金が現在より上がるものよりも、下がるものの方が多いようです。新料金にした場合、市に入ってくる使用料・手数料はどれぐらいになるのでしょうか。どのような見込をしていますか。市民としては、利用料が下がることはうれしいことですが、行政改革として行うということですので教えていただきたいです。

【事務局】 料金の改定によって利用率が変動することも考えられますが、単純に同じ利用率で考えますと500万円強の収入減を見込んでいます。

【岸委員】 収入全体はいくらなのでしょう。

【事務局】すぐに調べます。

【岸委員】いずれにしても500万円ほど下がるということで、ぜひお願いしたいのが、利用促進です。料金が下がるので利用促進をしていただいて利用率を上げることで収入減を抑えていただきたいと思います。料金の設定については、近隣との均衡を図るものもあるということですが、競争力のあるものについては、料金を維持すればいいと思います。

【加藤委員】現行料金は3年前に改定をしているということですが、今回の計算料金を算定するに当たり、変更点などはありますか。

【事務局】基本方針の前回からの変更点について説明させていただきます。まず使用料についてですが、3年前の見直しでは今回の経費に加えて、特別加算額を加えて計算していました。この特別加算額は、備品などの減価償却費を指していきまして、具体的には調理実習室の調理設備ですとかパソコンルームのパソコンなどの経費が含まれています。照明塔も特別加算額として経費に加えていました。今回の見直しでは、特別加算額を無くし、施設の維持に係るランニングコストのみを経費としてとらえています。その影響で料金の下がる施設が多くなっています。

【岸委員】資料の施設の部屋名の下にあるカッコ内の数字は部屋の面積ということでしょうか。

【事務局】施設、部屋の面積を表しています。

【岸委員】そうしますと例えば2ページのにぎわいプラザの多目的室1に比べて多目的室3の方が、面積が広いのに料金は安くなっています。何か理由があるのですか。

【事務局】多目的室1と多目的室3の面積が反対になっている可能性があります。確認させていただきます。基本的には面積按分で算定していますので面積が広い方が、料金が高くなるのが正しいです。

【鰐部委員】先ほどの話の中で特別加算額を無くしたという話がありましたが、施設の維持管理費をどう見ていくかという中で、備品等は消耗品でありまして、通常は維持管理費と同じものとして計算すると思います。それを敢えて除き、結果として料金は安くなっているということであると思います。今回審議する第六次行政改革大綱の中でも今後高齢者が増加し、建物も老朽化し費用がかかると言っている中で、次回からは改めた方が良くはないかと思っています。今後の考え方ということで述べさせていただきました。

【村松会長】コスト計算をする際には、厳密には減価償却費も含めるべきであると私は考えていますが、様々な問題があると思いますのでその問題と照らし合わせた中で今回の方針であると思っています。

【鰐部委員】厳密に計算したら料金が上がってしまい、利用率が落ち込んでしまうということになれば、市民に利用されなくなってしまいうわけで、そのバランスは非常に難しいものがあるとは思いますが。

【加藤委員】3ページの陸上競技場の料金区分についてですが、トラックとフィールドが分かれて設定されていると思います。これは実際に別々に利用するケースがあるのでしょうか。

【教育部長】こちらについては、前回の見直しから分けています。フィールドでサッカーをしている外側のトラックを使って個人で走りたいと思っても区分の関係で一切使えないということがありましたので、変更したものであります。

【加藤委員】予約の際に全面利用したい場合は二回予約しなければならないこと、フィールドを利用する人はトラックに入ることになることを考えると区分を一本化した方が良いように思います。

【教育部長】以前は全面、半面という区分で行っていたのですが、例えばサッカーで半面を使うとなると陸上の人に残りの半面では利用できないというような問題がありましたので、フィールドとトラックを分けて利用できるようにしています。

【加藤委員】照明施設についてはどのような状況でしょうか。

【教育部長】ジョギングなどで利用される場合には、サブトラックを照らす照明で照らしています。これについては、無料で提供しています。サッカーなどで明るく照らす必要がある場合は、照明料を支払ってもらっています。

【事務局】先ほどありましたにぎわいプラザの多目的室の面積についてですが、多目的室1が72㎡でした。訂正をお願いします。

【鈴木委員】小中学校の運動場の料金が計算料金よりも100円高いということで、テニスコートやサンアートが他市町の方も利用されるために料金をそろえているというのは分かるのですが、運動場は他市町の人があるのでしょうか。

【教育部長】小中学校の運動場については、主に少年野球の練習に使われています。また、少年野球が利用していない場合でもサッカー教室などが民間も含め利用している状況です。利用状況としては市内の少年野球チームが多いです。面積も広く整備されているため人気の高い施設になりますので、料金が下がれば他市町の人がある可能性は出てきます。

【岸委員】豊田市や名古屋市の人が利用する場合でも申請をする人が市民であるケースは多いと思われる。

【事務局】先ほど質問のありました使用料・手数料・その他収入の決算額であります。1億6千5百万円が収入となっております。

【村松会長】他に質問はありますか。ないようですので続いて、手数料・その他の収入につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】手数料、その他の収入の見直し(案)についてご説明させていただきます。

きます。

はじめに算定方法についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

まず、手数料についてであります、「具体的な算定方法」の(2)手数料の四角内の算式にありますように、年間でかかった①人的経費と②物件費を足した額を年間の処理件数で除して算定いたします。続いて、(3)その他の収入につきましては、その内容・性質に応じて、使用料・手数料と同様に計算を行い、料金を算出いたします。なお、講座受講料については、四角内の算式のとおり、①講師派遣費、②物件費、③人件費及び④施設使用料相当額を足したものを、講座定員数で除し、最後に講座の性質に応じた負担割合を掛けて算定いたします。なお、激変緩和措置、その他考慮すべき事項については、先ほど説明いたしました使用料と同様であります。

それでは、各料金の改定案をご説明させていただきます。「資料2 受益者負担の見直し(案)一覧表【手数料】」をご覧ください。表の構成は使用料と同様となっております。

1のみよし市手数料条例から順に説明させていただきます。

(1)の証明、閲覧等に関する手数料についてであります、住民票の写しから住民基本台帳の一部の写しの閲覧までについては、近隣市町との均衡を考慮し、据え置きとなっております。また、印鑑登録証再交付については、近隣では手数料を徴収していない市町もありますが、本市では、手数料を徴収していますので、徴収している市町との均衡を考慮し、据え置くものであります。

続きまして、土地建物に関する証明から都市計画図の複写までについても、近隣市町との均衡を考慮し、据え置きとなっております。

図書館の複写機の料金については、近隣市町との均衡を考慮するとともに、市内の複写機の料金を統一するため、据え置きとしております。

地籍調査成果交付手数料については、法務局の料金を基準としているため据え置きとしております。また、地積に関する証明手数料、その他の証明につきましては、近隣市町との均衡を考慮し、据え置きとなっております。

(2)の情報公開・個人情報保護条例関係手数料についてですが、こちらの文書の写しの発行に係る手数料については、近隣市町との均衡及び庁内の複写機の料金を統一するため、据え置きとなっております。

(3)の狂犬病予防法関係手数料については、過去に県からの指導により料金を統一してありまして、その後自治体ごとに料金を決められるようになっていたのですが、近隣市町をみても、同一料金となっているため、据え置きとしております。

2ページの(4)住宅用家屋証明申請手数料については、計算料金通りの改定案となっております。

2のみよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例にまいります。

(1)の指定袋及び粗大ごみの料金は、ごみ処理に係る経費の一部を受益者に負担していただくものですが、計算料金は指定袋や粗大ごみ処理券の作成及び事務手続きに係る経費を基に原価を算出しています。料金改定案との差額については、ごみの処理、運搬及び処分に係る経費に充てるものとなっております。

まず指定袋についてであります、こちらは尾三衛生組合管内市町で料金を統一しているため、据え置きとなっております。

粗大ごみについては、市民ニーズの高まりにより、処理件数が増加傾向にあり、原価が変動していることに加え、消費税改定も控えていることから消費税改定後に料金の検討をすることとし、現状は据え置くという改定案に

なっております。

(2)のし尿についてであります。現在、し尿の処理につきましては砂川衛生プラントで行っています。このため、砂川衛生プラントを共同で利用している豊田市との均衡を図った改定案となっております。なお、定額制の臨時汲取りについては、激変緩和措置を適用し、1,000円となっております。

(3)の一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可手数料については、尾三衛生組合管内市町と同一料金とするため、据え置きとなっております。

(4)の廃棄物の自己搬入手数料についても、近隣で同様のサービスを実施している豊田市との均衡を図り、据え置きとなっております。

3ページをご覧ください。その他収入の説明に移ります。

(1)の放課後児童クラブ利用料については、行政が関与すべきサービスであると考え、受益者負担割合を50%とし、算定しております。上から2つ目の学校休業日及び上から4つ目の8月期利用料につきましては、近隣との均衡を考慮し、8,000円としています。それ以外の料金については、計算料金にならった料金としています。また、現在は早朝利用料を別に徴収していますが、利用者の大半が早朝利用していることから、今回の見直しで基本料金に早朝分を含めることとしております。

(2)の複写機利用料については、手数料にあった複写機と同様に、近隣市町との均衡及び、庁内複写機の料金を統一するため、据え置きとなっております。

(3)の悠学カレッジ講座託児利用料については、講座に係る託児であることから、講座と同様に受益者負担割合を50%とし、算定しています。料金については、近隣市町との均衡を考慮し、据え置きとなっております。

(4)の都市計画図委託販売料については、近隣市町との均衡を考慮し、据え置きとなっております。

(5)の給食費については、近隣では材料費のみを徴収している市町が多いですが、材料費に加え、給食の調理に係る経費の一部を負担する考えから300円で据え置きとなっております。

(6)の職員等駐車場利用料については、職員の福利厚生の一環として整備していることから負担割合を50%としています。料金改定案については、計算料金通り据え置きとなっております。

4ページをご覧ください。

最後に、講座受講料についてご説明させていただきます。

(1)の悠学カレッジ受講料については、他市町との均衡を考慮し、料金は据え置きとなっております。

(2)の勤労青少年ホーム教養講座については図書館学習交流プラザの完成に伴い講座の統合・見直しが行われるため、それまでの間は現行料金を適用いたします。

(3)の資料館講座受講料については、教育的な内容であることを踏まえ、材料費を含む受講料を据え置くために、経費を削減し、料金を引き下げることといたします。

(4)の図書館講座受講料については、計算料金通りの改定案となっております。

(5)のスポーツ教室受講料については、計算料金通りの改定案となっておりますが、中段の幼児の親子体操教室については、計算料金の100円未満を切り捨て、自己負担してもらった保険料200円を加算し、3,900円となっております。

最後に、(6)の男女共同参画ステップアップセミナーについては、近隣市町との均衡を考慮し、据え置きとなっております。

【鰐部委員】手数料の中にし尿の項目があるわけですが、下水についてはどこで管理されているのでしょうか。

【都市建設部長】都市建設部土木管理課で管理しています。

【鰐部委員】接続率はどれぐらいでしょうか。まだ、整備されていない地域がたくさんあるように思います。

【都市建設部長】整備の促進については、職員が直接出向いてなるべく早くつないで欲しいというお知らせはしています。以前は各地区に推進委員会がありましたが生整備がほとんど終わり解散してしまったので、職員が対応しているという状況です。

【鰐部委員】まだ整備されていない場所がたくさんあるので今後どのように整備の促進をしていくかということが重要であると思います。整備を促進しないと整備しなくてもいいわとなってしまう、どんどんほったらかしの状態になってしまいます。

【都市建設部長】先ほど質問のありました、整備率については97.3%、接続率が92.7%であります。

【鰐部委員】残りの7.3%というのは戸数にすると結構な数になりますが、どのような対策をするつもりでしょうか。

【都市建設部長】地道をお願いしていくしか現在のところはないと思いますので、そういったお願いを常時お願いしているところであります。

【鰐部委員】整備の促進のための対策をしていないのが現状かなと思うので、しっかりと対策を行っていただきたいと思います。

【植松委員】4ページスポーツ教室の講座受講料については、他と比べても増額の幅が大きいということで何か大きな変化があったのではと思うのですが、どんな理由がありますか。

【教育部長】totoの助成金をいただきながらスポーツ教室については運営をしてきたわけですが、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会でも民業圧迫をしてはいけない、スポーツをしたい人は改正後の料金でも受講していただけるということで料金案の方を出させていただいています。

【植松委員】どちらかというところと現行の料金が下ぶれしていたということですか。

【教育部長】そうなります。

【鰐部委員】手数料の項目に狂犬病予防注射済票交付手数料がありますが、これらは市だけでなく保健所でも管理されているのですか。

【環境経済部長】犬の登録については市で行っていますので、市で管理しています。

【鰐部委員】現在日本では、狂犬病の発生は皆無に等しい状態であると思いますが、この制度は続けていくつもりでしょうか。人頭税ではないですが、そういったお金がとられているように思ってしまうのですが。

【環境経済部長】現在も国の法律で定められていまして、注射により発生件数も抑えられているので、今後も同様に取り組んでいくつもりであります。

【深谷委員】放課後児童クラブというのはどのような制度なのですか。

【健康福祉部長】放課後児童クラブは、昼間、保護者が就労等によって児童が家に帰った時に児童を見る人がいないというような人を対象に小学校の空き教室を利用して午後6時まで、お子さんを安全にお預かりする事業であります。小学校の1年生から4年生までを対象としています。

【深谷委員】働く親が対象になるとありますが、親の負担が気になります。

【健康福祉部長】月額料金となっていて、保育料と比較してもそこまで負担のかかる料金設定ではないと考えています。

【深谷委員】所得によって差を設けるようなことはしていないのですか。

【健康福祉部長】放課後児童クラブについては、差は設けていません。

【村松会長】その他ご質問はありますか。なければ「受益者負担の見直しについて」は事務局が提示した原案どおりとし、それをもちまして委員会の答申とさせていただきます。なお、市長への答申は後日行います。委員の皆様ありがとうございました。

《第六次行政改革大綱(案)について》

【村松会長】次に「第六次行政改革大綱(案)について」事務局から説明してください。

【事務局】資料4の第六次みよし市行政改革大綱(案)についてご説明させていただきます。

ページを1枚開いてもらうと目次になっておりまして、この大綱はご覧いただいているとおり、大きく分けて3つの章で構成されています。

第1章で策定の背景を説明し、第2章で改革の基本方針を謳っております。そして最後の第3章で基本方針に基づく改革の重点項目を示すかたちになっております。

まず、1ページの「はじめに」ですが、この大綱を要約する内容になっております。

冒頭から5行目までは、行政を取り巻く環境や社会情勢の中での、地方自治体の役割やあり方等の一般的な事柄を記載させていただいておりまして、次の段落で本市の財政状況を説明する中で、今後も厳しい財政状況が見込まれるということを述べております。

次の段落に行きまして、こうした状況の中で、みよし市総合計画に掲げております、めざす将来像を実現するためには、行政改革を不断の取組と位置づけて実施するため「第六次みよし市行政改革大綱」を策定します。という

策定の理由を記載させていただきまして、最後の段落で、これまでの改革の成果と課題を踏まえ、市民の満足度を高められるよう改革に取り組み、成果の向上に努めていきます。というかたちでくくっております。

続きまして、2ページをご覧ください。第1章 策定の背景 であります。

「1 これまでの行政改革」として、本市の行革のあゆみを載せさせていただきました。昭和57年の「行政問題検討会議」による取組から始まり、昭和60年には「三好町行政改革大綱」を策定し、現在に至るまで五次の行革大綱のもと、積極的に改革に取り組んでいるということを記載するとともに、行革大綱の策定状況を囲みの中に表で示しております。

3ページの「2 第五次行政改革の成果」であります。現在取り組み中になるので、計画初年度の平成23年度から平成26年度までの取組による成果になります。金額にすると合計で2億5,456万3千円の効果を挙げておりまして、年度別の効果額と、主な取組実績を表にして記載させていただいております。

続いて4ページをご覧ください。「3 さらに改革の必要性」として、ここでは改革の必要性について述べております。

はじめに、本市の財政状況は長らく続いた不況の影響から税収は減少していましたが、緩やかに回復しつつあるところであります。しかし、必ずしも今後の見通しは明るいとは言えないということ、下の表に「税収の推移」として表で示しております。また、少子・高齢化による扶助費の増加が見込まれることを、次の5ページの表で表わしておりまして、その一方で、これまで整備してきた公共施設などが老朽化して維持管理費や大規模な修繕費も同様に増加し、今後も厳しい財政状況が見込まれるという状況にあります。そのほか、市民のニーズや社会情勢も常に変化し続けていきますので、変化に適切に対応していく必要があります。このような状況や理由により、引き続き自主的な行政改革に取り組んでいく必要があるということ、この章のくくりとして述べております。

6ページをご覧ください。第2章 行政改革の基本方針であります。まず、項目の1つ目として1の基本方針ですが、今回策定する第六次行政改革大綱では、第五次行政改革大綱における取組の成果と課題を踏まえ、単に経費の削減だけに目を向けるのではなく、職員一人ひとりが創意工夫をし、市民目線に立ったより質の高い行政サービスを提供するとともに、市がめざす将来像の実現に向けて、みよし市総合計画を推進する行財政体制の確立をすることを基本方針として行政改革を進めるものであります。

2の改革の視点として基本方針に基づき、改革を進めるために次の3つの視点を挙げております。

順に見ていきますと、1つ目は、「市民に質の高い行政サービスを提供する視点」です。

単に経費の削減だけに目を向けるだけでは、行政サービスの質の低下を招くおそれがあるため、最少の経費で最大の効果が得られるように、市民から信頼され、満足度の高いサービスを提供することに努めるという視点になります。

2つ目は、「民間活力の有効活用及び市民との協働による視点」です。

限られた職員数で効率的に質の高い行政サービスの提供をするためには、民間の経営資源を積極的に活用することが不可欠になります。また、公共サービスの提供を市だけで行うのではなく、市民・地域団体・NPO・企業などといった多様な主体が適切に役割分担をし、協働により行うことを推進するという視点になります。

最後に、3つ目は「市の経営資源を最大活用する視点」です。

質の高い行政サービスの提供をするためには、人、モノ、資金、情報など

といった限られた経営資源を最大限に活用できるように、人材育成の推進や公有財産の利用規模などの適正化、健全な財政運営などを進めていくという視点になります。

7ページの3計画期間については、平成28年度から平成32年度までの5年間としています。4の推進体制ですが、市長を本部長とする「みよし市行政改革推進本部会議」を中心に、全庁的な体制で取り組んでいくものであります。最後に5の進行管理についてですが、行政改革を効率的に推進するために、この大綱に基づいて具体的な取組内容や成果指標、実施年度等を定めた、「みよし市行政改革アクションプラン」を策定します。現時点では来年度春頃を予定しております。

こちらの大綱及び行政改革アクションプランの進行管理は、「みよし市行政改革推進本部会議」で行い、外部有識者で構成する「みよし市行政改革推進委員会」に報告し、提言等を受けるものとしています。

また、毎年度の取組状況を市民に公表し、幅広く意見をいただきながら取組を進めていくものであります。

以上の5つの項目に基づいて行政改革に取り組んでいくものであります。

続きまして8ページをご覧ください。第3章行政改革の重点項目であります。こちらの章では、先ほどの改革の基本方針及び視点に立って、推進する取組を4つに分類して重点項目として記載させていただいております。

1つ目は、効率的な行政運営の推進であります。高度化・多様化する行政課題に的確に対応するために、機能的な組織体制への見直し、事務事業の見直し、さらに行政内部だけでなく他の自治体との広域連携を図り、効率的な行政運営を推進する項目であります。2つ目は、民間活力の有効活用及び市民との協働の推進であります。限られた経営資源で質の高い行政サービスを提供するために、民間の経営資源を積極的に活用していくとともに、市民・地域団体・NPO・企業等と、これまで以上に多分野において協働していくことを推進する項目です。3つ目は、健全で安定した財政運営と公有財産適正化の推進であります。持続可能で安定した財政基盤の維持と、多様な市民ニーズに応えるために弾力性のある財政運営を推進し、また、行政サービスの基盤をなす公有財産については、社会状況等を踏まえ、効果的・効率的な維持管理を推進する項目であります。最後に4つ目は、多様な人材育成・活用の推進であります。職員一人ひとりの資質向上を図り、地域の様々な課題に対して、自主的に取り組み解決していくことができる人材の育成をするとともに、新たな人材確保のあり方についての見直しや外部専門人材の活用を推進する項目であります。

今申し上げました4つの重点項目にはそれぞれ、市民に取組をイメージしていただくために、カッコで列記されている部分ですけれども、具体化した取組内容を列挙しております。実際にはさらに具体的な個別の取組を、来年度に策定するアクションプランの中に盛り込んで取り組んでいくこととなります。委員の皆様には来年度の春頃にその中身について審議していただく予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

【村松会長】 質問、意見はありますでしょうか。

【木戸委員】 1ページのはじめにの中で3行目に基礎自治体と地方自治体ということばが並んでいますが、どういうふうに使分けられるのか。また、8行目に扶助費と社会福祉費という言葉が並んでいますけれども、一般の人間からすれば、扶助費や社会福祉費といったことばの意味や概念がわからないので今の2点について伺います。

【事務局】市という地方自治体は、最も身近な基礎的な自治体であるという意味合いで書かせていただきました。続いて扶助費、社会福祉費についてですが、こちらは歳出の財政的なことばにはなりますが、社会福祉費の中に扶助費があるという関係性になります。扶助費の例としては、生活保護費などが挙げられます。

【木戸委員】基礎自治体というのは一般に最小の自治体を指されるのではないのでしょうか。そうすると基礎自治体であるみよし市というように表記した方がわかり易いように思います。また、扶助費と社会福祉費について、扶助費は行政用語かもしれませんが、社会福祉費については、ことばの定義があるのかわかりませんが、もう少しわかり易い言葉を用いた方が市民の方に理解してもらえるように思います。例えば、福祉に関する費用などの方がわかり易いように思います。

【鰐部委員】人口のことではありますが、今回の大綱は5年計画であります。5年後の人口をどのように予定されているか。また、人口は今後減っていくわけでありまして、そうすると財政面含め様々な問題が起きるわけでありまして。今後予想されるこういった事態に市としてどのように対応して言うつもりか教えていただきたいです。

【事務局】人口については、本市においてはまだしばらくは増加する見込みをしておりまして、総合計画の推計人口なのですが、平成30年に62,000人を見込んでいます。

【鰐部委員】本市においては、まだ人口の減少は起きないということでその点についてはまだ安心であるということですね。

行政改革の重点項目の中にアドバイザー等外部専門人材の活用とありますが、どのような人材を活用しようと考えていますか。

【総務部長】実際にどういった方をお願いしていくかは未定であり、計画を作成している段階であります。

【鰐部委員】ここにいらっしゃいますがトヨタ自動車は改善について素晴らしいノウハウをお持ちです。是非とも近隣ありますトヨタ自動車さんとも交流を深めていただきたいと思います。

【岸委員】今回の大綱を策定するにあたり、5年後、10年後のシミュレーションを行ったうえで、今回の大綱を作成しているはずですが、しかし具体的に5年後人口構造がどうなってそれに伴って扶助費がどの程度増加するといった部分が見えない中で基本方針を作ったのかなと思いますので、今後の状況、課題を具体的に落とし込んでおく必要があると思います。それと、今回の重点項目を前回の大綱と比較するとトーンダウンした印象を受けます。前段で言っている問題等とそのあとに出てくる重点項目の間にあまり関連がないように見えます。第五次では情報の透明性の向上が謳われていたわけですが、今回の大綱にはないです。あえてないということに意味があるのか説明していただきたい。

【副市長】ご指摘いただきありがとうございます。大綱についてはこういっ

た形になっているわけですが、今指摘いただきました細かい部分につきましては、今後作成するアクションプランの方で書き込みながら説明していくことになると考えています。また、透明性については、現在まで行ってきた情報公開に関する取組みを引き続き継続していくということで新たに項目を置く必要はないと考えています。

【村松会長】 一番大事なことはみよし市が今後どうありたいか、そしてそこに向かって進んでいくということでもあります。そういったことで副市長の言われたようにアクションプランの中でその道筋をきちっと出していく、またデータについてもきちっと示していくことが大変重要であると思います。

【村松会長】 その他ご質問はありませんか。なければ「第六次行政改革大綱について」は事務局が提示した原案どおりとし、パブリックコメント制度に基づき市民から意見を募集することといたします。その後、市民の意見を踏まえまして本委員会にて再度審議いたします。その他意見がなければ、本日の会議を終わります。ありがとうございました。本日は長時間にわたり大変お疲れ様でした。

【事務局】 以上をもちまして、第2回行政改革推進委員会を終了いたします。
(ご起立ください。一同礼)